

# 制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ



## ●平成21年度の保険料について

平成21年度の、保険料の計算方法は次のとおりです。なお、個々の保険料については、7月中旬にお送りする『保険料額決定通知書』でご確認ください。

納付方法は、「年金からの差し引き」または「口座振替」のどちらかを選択できますのでお問い合わせください。

### 〔保険料の計算方法〕

月の途中で加入した場合は、加入月からの月割となります。

<b>均等割</b> <1人当たりの額> 43,143円	+	<b>所得割</b> <本人の所得 <sup>※1</sup> に応じた額> (平成20年中の所得-33万円)×9.63%	=	<b>1年間の保険料</b> (限度額50万円) 100円未満切捨
------------------------------------	---	---	---	---

※1 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

### 〔保険料の軽減について〕

#### ①均等割の軽減

所得に応じて均等割43,143円が、次の表のとおり軽減となります。軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。※平成21年度から9割軽減が新設されました。

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の加入者数)	5割軽減	21,571円
33万円+ (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円

(例) 年金収入168万円の1人世帯の場合 年金 公的資金等控除 特別控除 軽減判定の所得  
168万円 - 120万円 - 15万円 = 33万円 ⇒ 8.5割軽減に該当

#### ②所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

(例) 年金収入180万円の場合 年金 公的年金等控除 基礎控除 軽減判定の所得  
180万円 - 120万円 - 33万円 = 27万円 ⇒ 軽減に該当  
27万円×9.63%×5割=13,000円 (所得割)

#### ③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は加入したときから2年間は所得割がかかりません。また、平成21年度は均等割が9割軽減され、年間の保険料が4,300円になります。  
※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険・共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

### 〔保険料の減免について〕

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、退職により保険料を納めることが困難になった場合なども、保険料が減免となる場合があります。

## 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
TEL 011 (290) 5601番

問  
合  
先

## 根室市役所 (1階16番窓口)

### 介護福祉課高齢者福祉担当

TEL (23) 6111 番内線 2174・2183